



ケアプラザのご紹介

(厚生労働省が設置した労災特別介護施設)

「ケアプラザ」とは

厚生労働省が設置した労災重度障害者のための介護施設（介護保険適用外施設）です。

ケアプラザでは、せき髄損傷、頭部外傷、じん肺など労働災害に特有の疾病・障害に適応した専門的な介護サービスを提供しています。

ケアプラザは、入居者個人の尊厳を尊重し、健やかでいきいきとした生活をお送りいただける生活の場です。

1

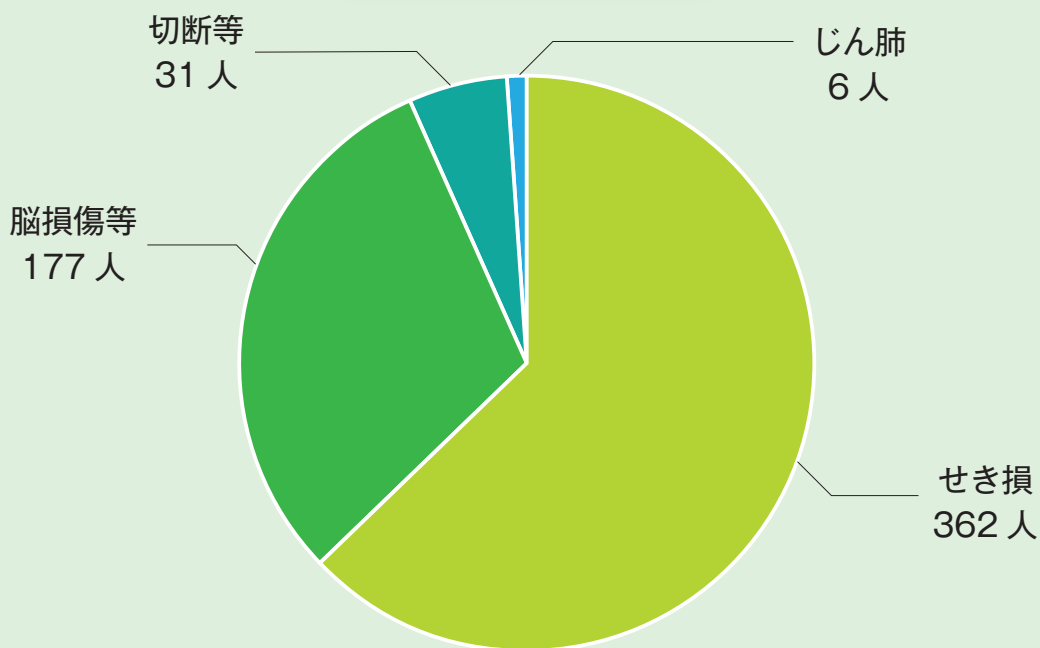
どのような人が入居できるのですか。

ケアプラザでは、主に労災年金の傷病・障害等級が1～3級の受給者で、在宅での介護にお困りの方を受け入れています。

労働災害の特性として、せき髄損傷に伴う各種障害、頭部外傷等による高次脳機能障害、じん肺による呼吸器の機能障害といった様々な障害を抱えた方々が入居しており、これらの方が快適に生活できるように専門的な介護を行っています。

ただし、入院加療を必要とする方、感染性疾患をお持ちの方などは入居できません。

入居者の状況



(令和8年3月31日現在)

2

介護サービスの方針及び特徴を教えてください。

ケアプラザは、せき髄損傷や頭部外傷・脳血管疾患後の高次脳機能障害や麻痺等、労災重度障害者を対象としているため、「医療的知識と高度な介護技術を統合した専門施設」として位置づけられています。

一般施設や在宅では対応困難と思われる方々を安全かつ継続的に支えることができる施設として役割を果たしています。

介護の特徴

入居者の割合が最も多いせき髄損傷の方には、障害のレベルに応じた専門的な医療的ケア（尿路系カテーテル管理、呼吸機能管理、自律神経過反射への対応、褥瘡予防、骨折等合併症防止等）を実施し、個々の障害の程度に応じて自立を支援する介護介入を行っています。

頭部外傷・脳血管疾患の後遺症である高次脳機能障害に対しては、記憶障害・注意障害・遂行機能障害・社会的行動障害等、程度や症状の現れ方には特性があり、一人ひとりの症状が異なるため、見守り等安全面での配慮、服薬管理等の基本的ケアを重視した日常生活上の支援を行っています。また、就労が可能な方に対しては、各所と連携して積極的に社会参加への支援を行います。

ケアプラザでは、集団生活の中で、「その人らしさ」と「自立」を尊重して生活できるよう、チームで介護を実践しています。

ケアプラザには、看護師と介護福祉士が24時間2交替制で勤務しています。夜間も看護師と介護福祉士が常駐して介護を行いますので、安心して入居いただけます。

医療的ケアの提供内容については、各ケアプラザにご相談ください。

実際の支援内容

● 個人の障害に応じた日常生活援助の実施

入浴介助、食事介助、排泄管理、口腔ケア（歯科往診あり）、褥瘡に対するケア等個別的なケアを実施いたします。

施設内には理容室も完備しています。



大浴場



機械浴室

広々とした浴室で入浴していただけます。



● 協力病院への通院・受診支援を行っています。

健康維持のため、近隣の労災病院をはじめ、地元の協力病院・診療所等へ職員が付き添い、通院支援を行いますので、安心して受診できます。

訪問診療を受けられている方には、医療機関医師・看護師と連携を取り、診療に当たります。

労災疾病に精通している『医療コンサルタント』といわれる医師が定期的にケアプラザを訪問し、入居者のみなさまの健康管理、健康相談を行っています。



入居後も安心して医師にご相談いただける環境が整っています。

また、理学療法士又は作業療法士が機能維持訓練等を実施しています。
なお、訪問リハビリテーションも活用できます。



● 入居者の方々の社会参加を支援します。

入居者の方々が、生活の場として潤いのある快適な生活が送れるよう、地元の方々や関連施設の協力を得ながら、ニーズに応じた様々な活動を行っています。



入居者の方々・施設の職員と出かけるイベント等企画しています。
買い物ツアーも定期的 to 開催しています。



季節ごとの行事もたくさん催されます。みんなで楽しい時間を過ごしましょう。



地元の小学生を招いて楽しく交流会等を実施しています。

3

どのような設備がありますか。

ケアプラザには、居室、家族宿泊室の他に、食堂、浴室（大浴場1、機械浴設備3台以上）、ケアステーション、リハビリルーム、健康管理室や談話室、カラオケルーム、理容室などがあります。

居室は、個室を基本とし、特別介護室（多床室）もあります。

個室は約30㎡の広さがあり、ベッド、お風呂（一部シャワー）、トイレ、洗面所、ナースコール、整理棚などの設備があります。

また、入居者に安全に暮らしていただけるように、見守りセンサーの導入を進めております。



居室全景



浴室・洗面台



食堂

4

入居費は月額どのくらいかかるのですか。

ケアプラザでは、入居費として、施設利用料を徴収します。また、労災保険の介護区分（常時・随時）に該当する方からは介護費も徴収します。

1 施設利用料（※料金表は別紙参照）

ケアプラザの施設利用料は、入居者の年間収入による階層区分に応じて16段階に設定しています。各入居者の年間収入による階層区分、居室区分、食事区分に応じて決定されます（厚生労働省が定める「入居費基準表」（別紙）に基づく。）。

施設利用料には、入居者に係る食費・寝具、光熱水費が含まれています。

「年間収入」とは

公的年金（労災年金、厚生年金、国民年金、恩給等）のほか、私的年金、給与収入、利子、配当収入、事業収入、財産収入及びその他の収入等入居者が取得した定期的な収入をいう。入居者が前年の1月から12月までの間に取得した定期的な収入をもって算定する。

年間収入の算定に必要な資料

- ① 受給している年金（労災年金、厚生年金、国民年金）の支払通知書の写し
- ② 上記①以外の支払通知書の写し
- ③ 市区町村発行の所得（課税・非課税）証明書

「年間収入」算定の特例

入居者が配偶者及び2親等以内の扶養親族（配偶者等扶養親族）を有する場合、「年間収入額」に次の「控除率」を乗じて得た額を控除した残りの額が「年間収入」となる。

配偶者等扶養親族が1人の場合	42%
配偶者等扶養親族が2人の場合	53%
配偶者等扶養親族が3人以上の場合	58%

配偶者等扶養親族とは

配偶者（婚姻の届出は行っていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、60歳以上の父母又は祖父母、子又は孫（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること）、60歳以上の兄弟姉妹、労働者災害補償保険法で定める障害等級第1級から第5級に相当又は厚生年金保険の障害等級第2級以上の障害の状況にある2親等以内の親族

2 介護費

介護費は、労働者災害補償保険から受けることができる介護（補償）等給付と同額で設定されており、実質的な費用負担は生じません。

また、介護保険料の支払いの必要はありません。

5

入居までの流れを教えてください。

ケアプラザへの入居までの流れは、概ね次のとおりです。

なお、入居までの期間については、ケアプラザごとに状況が異なりますので、各ケアプラザにご照会ください。

1 入居申請書等必要書類の作成・準備

入居者自身又は家族等が入居申請書を記入する。

i) 6か月以内の入居希望の場合

健康診断書（医療機関による検査及び医師の診断により全項目を記入したもの）の添付が必要。

ii) 左記 i) 以外の場合

健康状況確認書の添付が必要。

※ 入居時期が近付いたら改めて健康診断書の提出が必要。

ケアプラザに提出

2 ケアプラザ職員による面接調査の実施

ケアプラザ職員が、入居者の自宅又は医療機関を訪問し、確認が必要な事項について面接調査を実施。

調査事項等の財団本部への報告

3 財団本部の入居者選考委員会の開催（諮問・答申）

財団本部（労災サポートセンター）がケアプラザから報告された面接調査事項等に基づき入居者選考委員会に諮問し、入居可否の決定についての答申を受ける。

契約手続

4 入居契約の締結

入居が認められた場合には、身元引受人（3親等以内）を選任していただき、入居者本人・身元引受人と財団本部が入居契約を締結して入居する。

なお、身元引受人が選任できない場合は応相談。

6

ケアプラザはどこにあるのですか。

ケアプラザは、全国8か所に設置されています。

ケアプラザのご案内

お問い合わせは
お近くの ケアプラザ まで
お気軽にどうぞ



ケアプラザ堺

〒590-0137
大阪府堺市南区城山台5-2-1
Tel. 072-291-7989



ケアプラザ岩見沢

〒068-0829
北海道岩見沢市かえで町8-1-1
Tel. 0126-25-9001



ケアプラザ呉

〒737-0923
広島県呉市神山2-1-15
Tel. 0823-34-5577



ケアプラザ富谷

〒981-3332
宮城県富谷市明石台4-8-1
Tel. 022-772-3311



ケアプラザ四街道

〒284-0037
千葉県四街道市中台511
Tel. 043-433-0120



ケアプラザ宇土

〒869-0407
熊本県宇土市松原町243
Tel. 0964-23-2211



ケアプラザ新居浜

〒792-0896
愛媛県新居浜市阿島1-3-12
Tel. 0897-67-1122



ケアプラザ瀬戸

〒489-0989
愛知県瀬戸市山手町294-5
Tel. 0561-85-5400



詳しくは
ホームページで

「労災サポートセンター」とは

労災サポートセンターは、厚生労働省の委託を受けてケアプラザの運営を行っている一般財団法人です。

また、厚生労働省の委託を受けて、労災ケアサポーター（看護師）が労災重度障害者のご自宅を訪問して相談支援を行う「労災ケアサポート事業」を行っています。

労災サポートセンターの基本理念

産業の発展に貢献する中で被災し、労災年金を受給することとなった方々が安心していきいきとした生活を営めるようにするため、相談、在宅介護、施設介護等を中心とした総合的な支援を行い、労働者の福祉の増進に寄与する。

労災ケアサポート事業のお問い合わせ先

名 称 / 所在地・電話番号
一般財団法人 労災サポートセンター 〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 10 階 電話 03-6834-2510

労災年金支援センター

名 称 / 所在地・電話番号	担当区域
北海道労災年金支援センター 〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西 8-14-3 札幌第2スカイビル 6 階 電話 011-241-8083	北海道
東北労災年金支援センター 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-5-3 佐新ビル 4 階 電話 022-265-7667	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東労災年金支援センター 〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 10 階 電話 03-6834-2640	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
中部労災年金支援センター 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-5-5 八木兵伝馬町ビル 8 階 電話 052-205-7211	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿労災年金支援センター 〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM ビル 16 階 電話 06-4790-1611	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国労災年金支援センター 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 8-10 クロスタワー 4 階 電話 082-223-3286	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州労災年金支援センター 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 1-10-35 CLUB 博多駅東オフィスビル 3 階 302 号 電話 092-472-7161	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

